

どこに設置すればいいの？

義務設置場所は、次の2カ所です。

寝室

階段（寝室が2階にある場合）

また、義務ではありませんが火災の発生率が高い台所にも設置することをお勧めします。

どんなタイプがあるの？

住警器のタイプは、「煙式」と「熱式」に分けられます。

基本的には、煙式は寝室と階段に、熱式は台所となっていていますが、奏功事例からみると台所にも感知が比較的早い煙式を設置したことにより助かった事例が多いことから煙式の設置を推奨します。

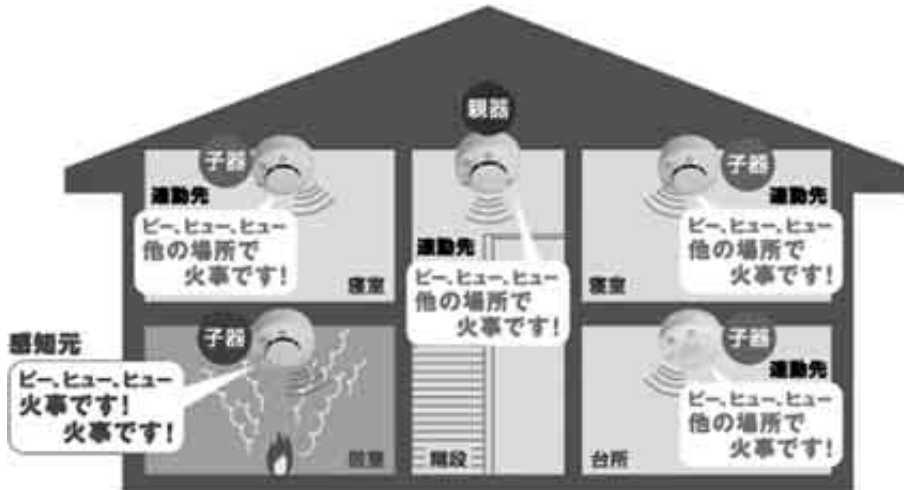


煙式



熱式

また、最近では「連動型」といって火災が発生している部屋以外にも住警器が知らせてくれるタイプやストロボライトや振動で知らせてくれるタイプなど早期発見に非常に有効な商品が販売されています。



問 羊蹄山ろく消防組合 消防安消防署

予防係 ☎22-11089

購入・設置費用を補助します

住宅用火災警報器を購入・設置した世帯へ、その費用の一部（5千円を上限）を補助しています。

■対象世帯 ① 次の全てを満たす世帯

世帯主が70歳以上の世帯（平成24年3月31日までに70歳になる人）

町内に住所を有する世帯

住所地に住宅を所有し（住宅の名義が死亡した配偶者である場合も含む）、現に居住している世帯

●対象外の世帯

今年の4月1日以前に既に購入・設置した世帯、別の制度により給付を受けている世帯、アパートなど持ち家ではない世帯

補助の対象器

日本消防検定協会の鑑定マーク（NSマーク）が表示されているもの。

申請に必要なもの

印鑑

保険証など 本人確認ができるもの
通帳

購入・設置費用の領収書 〃 あて名が申請者名であるもの

火災警報器の品質保証書

▼受付期限 〃 来年3月31日まで

詳細はお問い合わせください。

問 町地域包括支援センター

☎23-01100

悪質訪問販売に注意！全国で多発しています。

住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、まもなく設置期限を迎えるにあたり消防職員や消防団員を名乗ったり、「消防署から業務委託を受けた」などと偽る悪質訪問販売が発生しています。消防職員や団員が住警器の販売や消防署が業者に業務委託販売することはありません。

また、強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつけるなどの手口もありますので注意してください。

